

訪日外国人の消費動向

訪日外国人消費動向調査結果及び分析

2021 年 10-12 月期 報告書



国土交通省

観光庁

JAPAN TOURISM AGENCY

訪日外国人の消費動向

2021 年 10-12 月期 報告書

目 次

Ⅰ 訪日外国人の消費動向の分析結果

1. 訪日外国人の属性と旅行内容

- (1) 全目的 3

2. 訪日外国人の旅行支出

- (1) 旅行支出の構造 4
(2) 旅行支出の推計 6

「訪日外国人消費動向調査」は、次に示す3つの調査から構成されている（それぞれの調査の概要についてはⅡ編を参照のこと）。

【A 1 全国調査】

【B 1 地域調査】

【B 2 クルーズ調査】

本報告書のⅠ編は【A 1 全国調査】の結果を分析したものである。

なお、本資料に掲載している 2021 年 10-12 月期の数値は試算値である。

Ⅱ 訪日外国人消費動向調査について

1. 調査の概要

- (1) 調査の目的 9
(2) 調査の沿革 9
(3) 調査の根拠法令 9
(4) 調査の対象 9
(5) 抽出方法 10
(6) 目標精度と標本サイズ 10
(7) 調査事項 11
(8) 調査の時期 12
(9) 調査の方法 12

2. 用語の解説

- (1) 主要項目 13
(2) 支出費目 15
(3) 買物場所 20

3. 調査の結果

- (1) 表章事項 21
(2) 集計方法 21
(3) 調査結果の精度 22
(4) 利用上の注意 22

I 訪日外国人の消費動向の分析結果【2021 年 10-12 月期】

1. 訪日外国人の属性と旅行内容

(1) 全目的

- 回答者全体の平均泊数は 110.5 泊である。
- 旅行手配方法では「旅行会社等が企画した団体ツアーに参加した（以下、**団体ツアー参加**）」が 0.9%、「往復航空（船舶）券と宿泊等がセットになった個人旅行向けパッケージ商品を利用した（以下、**個人旅行パッケージ利用**）」が 1.6%、「往復航空（船舶）券や宿泊等を個別に手配した（以下、**個別手配**）」が 97.5%を占める。

2. 訪日外国人の旅行支出

(1) 旅行支出の構造

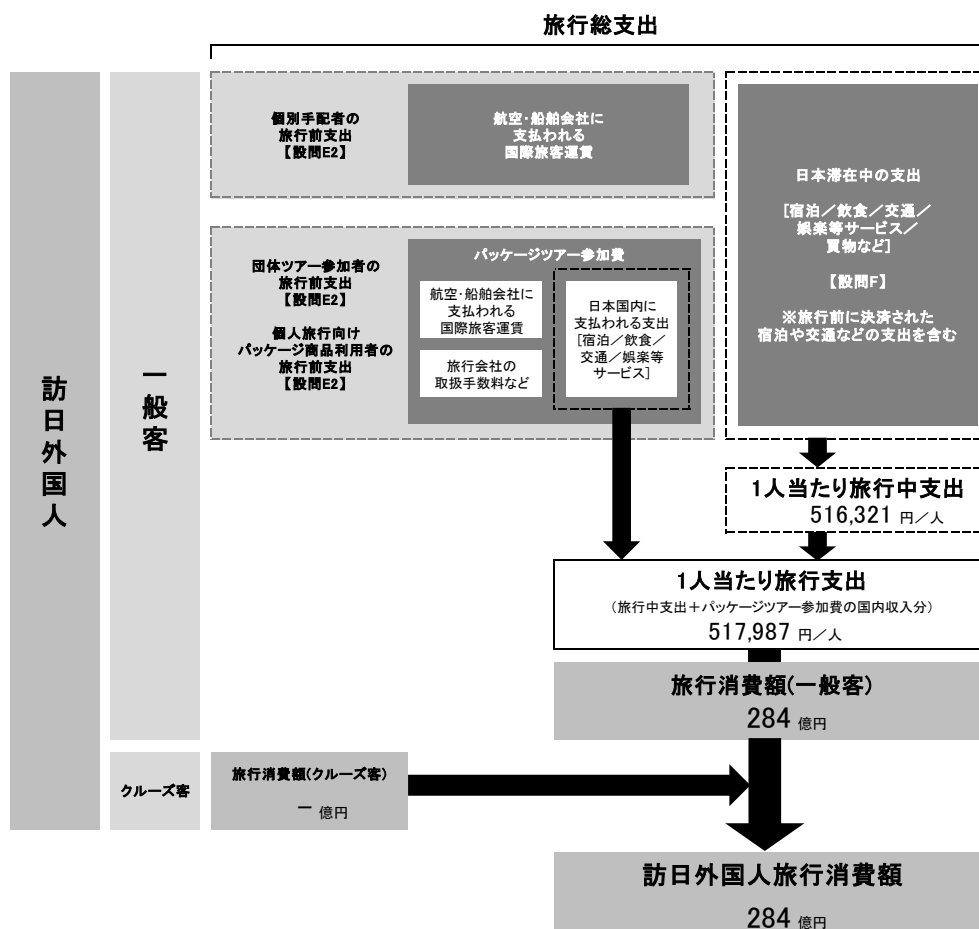
- 本調査では、船舶観光上陸許可を得た訪日外国人をクルーズ客、これ以外の訪日外国人を一般客とする（図表 2-1）。
- 旅行前支出は旅行手配方法別に捉え方が異なる。団体ツアー参加者^{注1}及び個人旅行パッケージ利用者^{注2}についてはパッケージツアー参加費を旅行前支出として尋ねている。一方、個別手配者^{注3}については航空・船舶会社に支払われる国際旅客運賃を旅行前支出として尋ねている。
- 旅行中支出とは、日本滞在中の支出であり、宿泊費や飲食費、交通費、娯楽等サービス費、買物代など日本滞在中に支払ったすべての支出金額を尋ねている。

注1) 旅行会社等が企画した団体ツアーに参加した人

注2) 往復航空（船舶）券と宿泊等がセットになった個人旅行向けパッケージ商品を利用した人

注3) 往復航空（船舶）券や宿泊等を個別に手配した人

図表 2-1 訪日外国人消費動向調査における旅行支出の構造 概念図



- **パッケージツアー参加費**には、日本国内に支払われる支出（宿泊／飲食／交通／娯楽等サービス）や航空・船舶会社に支払われる国際旅客運賃などが含まれる。本調査では、このうち**日本国内に支払われる支出（以下、国内収入分）**を**旅行中支出**に加算することにより、**一般客の旅行消費額（総額）**を推計する。ただし、**クルーズ客**ではパッケージツアー参加費の国内収入分の加算は行わない。

(2) 旅行支出の推計

- 一般客の旅行支出及び旅行消費額は、訪日外国人が日本国内で支払った旅行中支出に、パッケージツアー参加費に含まれる宿泊費や飲食費、交通費などの国内収入分（以下、パッケージ内訳）を加算することにより推計する。
- 今期のパッケージ内訳は1人当たり平均1,666円と推計される（図表2-2）。
- 旅行中支出にパッケージ内訳を加えた今期の旅行支出は1人当たり平均517,987円と試算され、今期の一般客の旅行消費額は284億円と試算される。
- 2021年10-12月期はクルーズの就航はなかったため、2021年10-12月期の訪日外国人旅行消費額は284億円と試算される。

図表2-2 訪日外国人1人当たり旅行支出と訪日外国人旅行消費額の推移

		(円/人)		(円/人)		(円/人)	(人)	(億円)		(円/人)		(億円)		(億円)
		一 般 客								クルーズ客				
		a. 日本国内での 旅行中支出 (パッケージ内訳を 含まない)	b. パッケージ ツアー参加費 に含まれる 国内収入分 (パッケージ内訳)		c. 旅行支出 (パッケージ内訳 を含む) (=a+b)		d. 一般客数	e. 旅行 消費額 (=c×d)	f. 旅行中 支出		g. クルーズ 客数	h. 旅行 消費額 (=f×g)	k. 訪日外国人 旅行消費額 (=e+h)	
		注1				注2					注3		注4	
		前年比		前年比		前年比							前年比	
暦年	2019年	137,948	5.1%	20,583	-5.5%	158,531	3.6%	29,855,742	47,331	39,710	2,026,307	805	48,135	6.5%
	2020年	-	-	-	-	-	-	3,995,868	-	-	-	-	7,446	-
	2021年	-	-	-	-	-	-	245,862	-	-	-	-	-	-
	2021年10-12月期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四半期	2019年1-3月期	130,034	-1.8%	17,379	-12.6%	147,413	-3.2%	7,693,723	11,342	48,631	360,074	175	11,517	3.6%
	2019年4-6月期	134,203	10.0%	20,764	-11.3%	154,967	6.6%	8,050,409	12,475	37,244	529,408	197	12,673	11.8%
	2019年7-9月期	140,952	3.8%	21,907	2.0%	162,860	3.5%	7,093,271	11,552	38,473	690,935	266	11,818	7.4%
	2019年10-12月期	147,883	9.1%	22,551	1.3%	170,434	8.0%	7,018,339	11,962	37,352	445,890	167	12,128	3.4%
	2020年1-3月期	170,594	31.2%	13,541	-22.1%	184,135	24.9%	3,819,867	7,034	31,019	119,960	37	7,071	-38.6%
	2020年4-6月期	-	-	-	-	-	-	7,145	-	-	-	-	-	-
	2020年7-9月期	-	-	-	-	-	-	26,124	-	-	-	-	-	-
	2020年10-12月期	-	-	-	-	-	-	142,732	-	-	-	-	-	-
	2021年1-3月期	-	-	-	-	-	-	66,153	-	-	-	-	-	-
	2021年4-6月期	-	-	-	-	-	-	30,139	-	-	-	-	-	-
	2021年7-9月期	-	-	-	-	-	-	94,691	-	-	-	-	-	-
	2021年10-12月期	516,321	-	1,666	-	517,987	-	54,879	284	-	-	-	284	-

注1) パッケージツアー参加費に含まれる国内収入分は、パッケージツアーに参加していない個人手配者（参加費0円）も含めた全体平均の値である。

注2) 訪日外客数（日本政府観光局、暫定値）からクルーズ客数を控除した値。

注3) 船舶観光上陸許可を得た訪日外国人の人数（法務省「出入国管理統計」）

注4) 2020年暦年、2021年10-12月期の 訪日外国人旅行消費額は試算値。

注5) 2020年4-6月期から2021年7-9月期は新型コロナウイルス感染症の影響により調査を実施していない。

【一般客の旅行消費額の推計方法（パッケージツアー参加費に含まれる国内収入分の加算）】

一般客のパッケージツアー参加費には、「出発国から日本までの往復運賃」に加え、日本に支払われる「宿泊費」「飲食費」「交通費」「娯楽等サービス費」が含まれているものと仮定する。これらの費目のうち、「出発国から日本までの往復運賃」を除く費目の支出を、日本国内に支払われる支出（国内収入分）とみなす。

一般客の旅行消費額は、「旅行中支出」に「パッケージツアー参加費に含まれる国内収入分」の金額を加算することにより推計する。パッケージツアー参加費の内訳は、個人手配者の旅行支出における費目別構成比を用いて配分した。なお、この配分は国籍・地域毎（20市場と「その他の国籍・地域」の21区分）に行っている。

なお、本報告書で推計している訪日外国人旅行消費額には、日本の航空会社及び船舶会社に支払われる国際旅客運賃（往復運賃）が含まれない点に留意されたい。

Ⅱ 訪日外国人消費動向調査について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的	9
(2) 調査の沿革	9
(3) 調査の根拠法令	9
(4) 調査の対象	9
(5) 抽出方法	10
(6) 目標精度と標本サイズ	10
(7) 調査事項	11
(8) 調査の時期	12
(9) 調査の方法	12

2. 用語の解説

(1) 主要項目	13
(2) 支出費目	15
(3) 買物場所	20

3. 調査の結果

(1) 表章事項	21
(2) 集計方法	21
(3) 調査結果の精度	22
(4) 利用上の注意	22

Ⅱ 訪日外国人消費動向調査について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

訪日外国人旅行者の消費動向を明らかにし、外国人観光客誘致に関する施策の企画立案、評価等のための基礎資料を得ることを目的とする。

本調査では、目的に応じて以下に示す3つの調査を四半期毎に実施している。

A 1 全国調査

日本全体での訪日外国人の客層や旅行内容、消費実態を明らかにする。

B 1 地域調査

訪問地（都道府県）毎に、訪日外国人の客層や旅行内容、消費実態を明らかにする。

B 2 クルーズ調査

船舶観光上陸許可を得た訪日外国人の客層や旅行内容、消費実態を明らかにする。

(2) 調査の沿革

2010 年（平成 22 年）

4-6 月期より調査開始。

2014 年（平成 26 年）

高松空港を調査地点に追加。

インドネシア、フィリピン、ベトナムを調査対象に追加。

調査票の変更（ラウンジ利用や消費税免税手続きに係る設問の追加等）。

2015 年（平成 27 年）

函館空港、小松空港、富士山静岡空港、関門（下関）港、厳原港、鹿児島空港を調査地点に追加。

イタリア、スペインを調査対象に追加。
調査票の変更（申込方法や訪問地毎の支出金額、世帯年収に係る設問の追加等）。

2018 年（平成 30 年）

従来調査（A 1 全国調査）に加え、B 1 地域調査、B 2 クルーズ調査を新たに開始。
青森空港、茨城空港、富山空港、岡山空港、米子空港、佐賀空港、宮崎空港、境港、長崎港、那覇港を調査地点に追加。

調査票の変更（訪日頻度に係る設問の追加、支出金額の費目細分化等）。

2019 年（平成 31 年、令和元年）

B 2 クルーズ調査において平良港、石垣港を調査地点に追加。

2020 年（令和 2 年）

調査票の変更（A 1 全国調査では意識調査に係る設問の追加。B 1 地域調査では日本への来訪回数や同行者に係る設問の追加と主な来訪目的に係る設問の選択肢変更等。B 2 クルーズ調査では専用の調査票を新設）。

(3) 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条に規定する一般統計として実施した。なお、一般統計の実施と併せ、訪日旅行全体の満足度や再訪意向等の意識調査を同時に行った。

(4) 調査の対象

A 1 全国調査

日本国内の 17 空海港（※1）から出国する訪日外国人。

（※1）新千歳空港、函館空港、仙台空港、東京国際空港、成田国際空港、富士山静岡空港、中部国際空港、小松空港、関西国際空港、広島空港、高松空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港、関門港（下関）、博多港、厳原港

B 1 地域調査

日本国内の 25 空海港（※2）から出国する訪日外国人。

（※2）新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、茨城空港、東京国際空港、成田国際空港、富士山静岡空港、中部国際空港、富山空港、小松空港、関西

国際空港、米子空港、岡山空港、広島空港、高松空港、福岡空港、佐賀空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、境港、関門港（下関）、博多港、厳原港

B 2 クルーズ調査

博多港、長崎港、那覇港、平良港又は石垣港に寄港するクルーズ船のうち、同港が日本国内の最終寄港地であるクルーズ船に乗船する訪日外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 14 条の 2 に基づく船舶観光上陸の許可を得て同港に上陸した者。

ただし、A 1 全国調査、B 1 地域調査及び B 2 クルーズ調査いずれも以下の者を除く。

- 1) 日本に入国していないトランジット客
- 2) 乗員
- 3) 1 年以上の滞在者
- 4) 出入国管理及び難民認定法に基づく永住者、永住者の配偶者等及び定住者

(5) 抽出方法

本調査は標本調査であるが、空海港の国際線ターミナル搭乗待合ロビーにおいて日本から出国する訪日外国人を対象とした聞き取り調査の手法を採用しており、有意抽出法に該当する。したがって、厳密には調査から得られた結果の性質を理論的に評価することはできない。しかし、調査結果を可能な限り母集団の持つ性質に近づけるため、無作為抽出法で一般に用いられる標本設計の手法を適用して標本サイズを決定している。

A 1 全国調査

A 1 全国調査の標本設計においては、法務省「出入国管理統計」の外国人単純出国者数（前年同期）のうち、調査地点である 17 空海港からの出国者数を母集団とする。訪日外国人の国籍・地域により層化を行い、各層において独立に標本抽出を行う。

B 1 地域調査

B 1 地域調査の標本設計においては、法務省「出入国管理統計」の外国人単純出国者数（前年同期）のうち、調査地点である 25 空海港からの出国者数を母集団とする。訪日外国人の出国港により層化を行い、各層において独立に標本抽出を行う。

B 2 クルーズ調査

国内最終寄港地と見込まれるクルーズ船を各調査港における調査対象の候補とする。調査対象候補となるクルーズ船を、次の寄港地（外国）の国・地域毎に層化した上で、予定寄港回数に基づく比例配分法によって調査対象便を抽出する。便毎の調査対象者数は均等割当とし、客層等の偏りを防ぐため 1 便当たりの回収数上限を 50 票と設定する。

(6) 目標精度と標本サイズ

A 1 全国調査

国籍・地域毎の「1 人当たり旅行総支出」の平均値を推定値とし、目標精度（推定値の標準誤差率）を表 1 のように定めた。

表 1 A 1 全国調査の目標精度

国籍・地域 (21区分)	目標 標準誤差率	目標 回収数	国籍・地域 (21区分)	目標 標準誤差率	目標 回収数
韓国	3.0%	780	英国	7.0%	190
台湾	3.0%	610	ドイツ	7.0%	290
香港	3.0%	650	フランス	7.0%	140
中国	3.0%	1,000	イタリア	10.0%	80
タイ	5.0%	300	スペイン	10.0%	70
シンガポール	7.0%	140	ロシア	10.0%	110
マレーシア	7.0%	360	米国	3.0%	1,250
インドネシア	7.0%	220	カナダ	7.0%	220
フィリピン	7.0%	250	オーストラリア	5.0%	240
ベトナム	7.0%	350	その他	5.0%	320
インド	10.0%	260	合計		7,830

この目標精度を達成するために必要となる標本サイズ（目標回収数）を、2016 年（平成 28 年）調査結果を用いて導出した。その結果、A 1 全国調査の標本サイズは各四半期 7,830 票となった。なお、調査港（出国港）毎の標本配分は、前年同期の外国人単純出国者数に比例して割り当てた。

B 1 地域調査

訪問地（都道府県）毎の「1人1泊当たり旅行中支出」の平均値を推定値とし、目標精度（推定値の標準誤差率）を表2のように定めた。

表2 B 1 地域調査の目標精度

都道府県 (47区分)	目標 標準誤差率	目標 回収数	都道府県 (47区分)	目標 標準誤差率	目標 回収数
北海道	5.0%	250	三重県	15.0%	60
青森県	15.0%	50	滋賀県	10.0%	120
岩手県	15.0%	60	京都府	5.0%	420
宮城県	15.0%	60	大阪府	5.0%	360
秋田県	15.0%	50	兵庫県	10.0%	190
山形県	15.0%	50	奈良県	15.0%	170
福島県	15.0%	60	和歌山県	10.0%	90
茨城県	15.0%	80	鳥取県	15.0%	50
栃木県	15.0%	60	島根県	15.0%	60
群馬県	15.0%	50	岡山県	15.0%	60
埼玉県	15.0%	90	広島県	10.0%	80
千葉県	10.0%	1,270	山口県	15.0%	50
東京都	5.0%	570	徳島県	15.0%	60
神奈川県	10.0%	190	香川県	15.0%	60
新潟県	15.0%	80	愛媛県	15.0%	70
富山県	15.0%	50	高知県	15.0%	70
石川県	10.0%	80	福岡県	10.0%	50
福井県	15.0%	50	佐賀県	15.0%	120
山梨県	10.0%	170	長崎県	10.0%	120
長野県	10.0%	120	熊本県	10.0%	140
岐阜県	10.0%	70	大分県	10.0%	70
静岡県	10.0%	150	宮崎県	15.0%	50
愛知県	10.0%	110	鹿児島県	10.0%	60
			沖縄県	5.0%	230

この目標精度を達成するために必要となる標本サイズ（目標回収数）を、2016年（平成28年）予備調査の結果を用いて導出した。各都道府県訪問者の出現率は出国港によって異なるため、標本サイズに出現率の逆数を乗じて調査港（出国港）毎の必要回収数を算出し、B 1 地域調査の標本サイズは各四半期 26,174 票となった。なお、訪日外国人の国籍・地域毎の標本配分は、前年同期の外国人単純出国者数に比例して割り当てた。

B 2 クルーズ調査

調査港（国内最終寄港地）毎の「1人当たり旅行中支出」の平均値を推定値とし、目標精度（推定値の標準誤差率）を表3のように定めた。

表3 B 2 クルーズ調査の目標精度

最終寄港地 (3区分)	目標 標準誤差率	目標 回収数
博多港	5.0%	430
長崎港	5.0%	530
那覇・平良・石垣港	5.0%	430
総数		1,390

この目標精度を達成するために必要となる標本サイズ（目標回収数）を、2016年（平成28年）に実施した予備調査の結果を用いて導出した。その結果、B 2 クルーズ調査の標本サイズは各四半期 1,390 票となった。

(7) 調査事項

A 1 全国調査

入国日、入国した空海港、在留資格、国籍・地域、居住地、性別、年齢、同行者、日本への来訪回数、前回の来訪時期、過去1年間の来訪回数、主な来訪目的、訪問地名、宿泊施設の種類及び泊数、旅行手配方法、ツアー料金又は往復航空（船舶）料金、申込方法、ツアー料金に含まれるサービス、日本滞在中の費目別支出、消費税免税手続き実施状況、世帯年収、その他意識調査

B 1 地域調査

国籍・地域、旅行手配方法、ツアー料金又は往復航空（船舶）料金、Japan Rail Pass の利用状況と料金、入国港、訪問地名、宿泊施設の種類及び泊数、訪問地毎の費目別支出、利用した交通手段、買物場所、利用した決済方法、性別、年齢、在留資格、入国日、同行者、日本への来訪回数、主な来訪目的、その他意識調査

B 2 クルーズ調査

入国日、在留資格、国籍・地域、性別、年齢、同行者、日本への来訪回数、主な来訪目的、日本国内の寄港地における旅行手配方法、クルーズ船料金、買物費目、寄港地、寄港地毎の費目別支出

（８）調査の時期

2021 年 11 月 4 日（木）～12 月 22 日（水）

注）新型コロナウイルス感染症の影響により、
今期は下記空港でのみ調査を実施した。

- ・ A 1 全国調査：東京国際空港、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港
- ・ B 1 地域調査：調査中止
- ・ B 2 クルーズ調査：調査中止

（９）調査の方法

調査対象空海港の出国ロビーにいる訪日外国人に調査員が協力を求め、タブレット端末又は紙調査票を示しつつ、聞き取る方式（他計方式）により行う。

調査票対応言語

英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字）、タイ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、ベトナム語、以上 12 言語

2. 用語の解説

(1) 主要項目

一般客

クルーズ客（後述）を除く訪日外国人。

クルーズ客

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 14 条の 2 に基づく船舶観光上陸の許可を得た訪日外国人。

注）訪日旅行の往復に航空機等を利用し、日本国内発着のクルーズ船を利用した訪日外国人は一般客に含まれる。

団体ツアー

旅行会社等が企画したツアーで、大半の旅程を団体で行動するもの。

個人旅行向けパッケージ商品

個人旅行者向けに、往復航空（船舶）券と宿泊等がセットになった旅行商品。

個別手配

団体ツアーや個人旅行向けパッケージ商品を利用せず、往復航空（船舶）券や宿泊等を個別に手配すること。

購入率

ある商品やサービスを購入した人の割合。

購入者単価

ある商品（又はサービス）を購入した人を分母として算出される、その商品（又はサービス）を購入する際に支払った支出金額の平均値。当該商品（又はサービス）を購入していない人も含めて算出される支出金額の平均値（費目別旅行消費単価）とは区別して使用される。

旅行前支出

団体ツアー参加者及び個人旅行向けパッケージ商品の利用者についてはパッケージツ

アー参加費が旅行前支出となる。一方、個別手配者については航空・船舶会社に支払われる国際旅客運賃が旅行前支出となる。

旅行中支出

宿泊費や飲食費、交通費、娯楽等サービス費、買物代等、訪日外国人が日本滞在中に支払った支出金額。宿泊費や交通費などで旅行前に決済された場合でも旅行中支出に含まれるが、パッケージツアー参加費に含まれる支出金額は含まれない。

旅行総支出

旅行前支出と旅行中支出の合計。

パッケージ内訳

パッケージツアー参加費に含まれる宿泊費や飲食費、交通費等の国内収入分。回答者から直接報告を得ることができないため、観光・レジャー目的の個別手配者の旅行支出における費目別構成比を用いて推計する。

旅行支出

旅行中支出にパッケージ内訳を加算した金額。

旅行消費単価

1 人当たり支出の総称であり、旅行中支出又は旅行支出の意。集計表の表題に使用している。

訪日外国人旅行消費額

旅行消費単価に旅行者数を乗じることにより推計される総額。

地方運輸局等

以下に示す 10 の地域区分。それぞれの地域区分に含まれる都道府県は以下の通り。

【1. 北海道】北海道

【2. 東北】青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【3. 関東】茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

【4. 北陸信越】新潟県、富山県、石川県、長野県

【5. 中部】福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【6. 近畿】滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県

【7. 中国】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【8. 四国】徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【9. 九州】福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

【10. 沖縄】沖縄県

(2) 支出費目

a. 宿泊費

ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、山小屋、下宿屋、保養所、ユースホステル、ゲストハウス、会員制の宿泊施設（タイムシェア、バケーションレンタルを含む）、有料での住宅宿泊、合宿所、長期滞在者の家賃

注) パッケージツアー料金に含まれる宿泊費は含まれない。出発前にインターネット等で決済したものを含む。日本国外での宿泊費は含まれない。

b. 飲食費

食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、飲食系の移動販売、配達飲食サービス

注) パッケージツアー料金又は宿泊費に含まれる飲食費は含まれない。弁当等を購入して持ち帰った場合には e4. その他食料品・飲料・酒・たばこに分類。

c. 交通費

c1. 航空

飛行機（日本国内の移動のみ）

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。外国と日本との間の航空運賃は含まれない。

c2. Japan Rail Pass

JR グループ各社が外国人旅行者向けに提供している特別企画乗車券

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。「Japan Rail Pass」に加え、外国人旅行者向け JR 特別企画乗車券を含む。

c3. 新幹線・鉄道・地下鉄・モノレール

JR、鉄道、路面電車、地下鉄、モノレール、案内軌条式鉄道（ゆりかもめ等）、鋼

索鉄道（ケーブルカー）、索道（ロープウェイ等、ただしスキー場におけるものを除く）、交通系電子マネーのカード購入費、フリー乗車券（c2. Japan Rail Pass に該当するものを除く）

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。スキー場におけるリフト・ロープウェイ等の利用料金は d7. スキー場リフトに分類。

c4. バス

乗合バス（路線バス、長距離バス等）、貸切バス（団体観光バス等）

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

c5. タクシー

ハイヤー、タクシー

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

c6. レンタカー

レンタカー、レンタルバイク

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。ガソリン代や有料道路料金、有料駐車場料金は c8. その他交通費に分類。

c7. 船舶

船舶（日本国内の移動のみ）、遊覧船

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。外国と日本との間の船舶運賃は含まれない。貸ボートは d11. レンタル料、遊漁船は d12. その他娯楽等サービス費に分類。

c8. その他交通費

高速道路・有料道路・橋・トンネル等の通行料、駐車場料金、ガソリン代

注) パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

d. 娯楽等サービス費

d1. 現地ツアー・観光ガイド

日本国内での現地ツアー、観光案内（ガイド）

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

d2. ゴルフ場・スポーツ施設利用料

次の施設利用料：ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、フィットネスクラブ、プール、アイススケート場

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。スポーツ観戦料は d5. スポーツ観戦に分類。

d3. テーマパーク

次の入場料：テーマパーク、遊園地、公園

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

d4. 舞台・音楽鑑賞

次のチケット料金：音楽コンサート、演劇、歌舞伎、寄席、サーカス

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

d5. スポーツ観戦

次のチケット料金：相撲・サッカー・野球・ボクシング・プロレス・ゴルフの観戦

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。スポーツ施設利用料は d2. ゴルフ場・スポーツ施設利用料に分類。

d6. 美術館・博物館・動植物園・水族館

次の入場料：美術館、博物館、動物園、植物園、水族館、公民館、図書館、城、プラネタリウム

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

d7. スキー場リフト

スキー場における索道（リフト・ロープウェイ等）の利用料金

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

d8. 温泉・温浴施設・エステ・リラクゼーション

スーパー銭湯、温泉浴場、砂湯、スパ、健康ランド、ネイルサロン、エステティックサロン、ボディケア、ハンドケア、フットケア、アロマオイルトリートメント、タラソセラピー

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

d9. マッサージ・医療費

あん摩マッサージ、指圧マッサージ、はり、きゅう、病院・医院・診療所での診療、整体等の医業類似行為

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。処方薬の購入は e6. 医薬品に分類。

d10. 展示会・コンベンション参加費

次の参加費：展示会、コンベンション、見本市、博覧会、品評会、学会、その他会議

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

d11. レンタル料

次のレンタル料：スキーウェア、スキー板、スノーボード板、スケート靴、スポーツ用品、自転車（レンタサイクル）、テント、ボート、ヨット、衣装、ビデオ、本、医療・福祉用具等

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

d12. その他娯楽等サービス費

公営競技（競馬・競輪等）の入場料・投票券（馬券・車券等）、映画館、ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、ダンスホール、マリナー、遊漁船、芸妓（げいぎ）、カラオケボックス、釣堀、銀行やATMの手数料、両替手数料、保険料、学校、専門学校等の授業料、託児サービス・介護サービスの利用料、コインシャワー、コインランドリー、クリーニング、理容店、美容院、ラウンジ利用料、手荷物預かり所、写真現像等

注）パッケージツアー料金に含まれる同費用は含まれない。

e. 買物代**e1. 菓子類**

キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、その他菓子類

e2. 酒類

酒全般：清酒、みりん、ビール、発泡酒、ウイスキー類、果実酒類、合成清酒、焼酎、スピリッツ、リキュール

注）飲食店等で消費した場合は **b. 飲食費** に分類。宿泊費に含まれている飲食費は **a. 宿泊費** に計上。

e3. 生鮮農産物

野菜（きのこを含む）、果物、花、種苗等

注）卵・肉等の畜産物、魚等の水産物、加工食品は **e4. その他食料品・飲料・たばこ** に分類。

e4. その他食料品・飲料・たばこ

・ **e1. 菓子類** ～ **e3. 生鮮農産物** を除く食料品全般：卵、肉類、魚介類、缶詰・瓶詰、乳製品、冷凍食品、食用油、精米、乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん、

パン、ジャム、はちみつ、調味料・香辛料、みそ、レトルト食品、即席ラーメン、総菜、弁当、豆腐、納豆、健康食品

・ 酒類を除く飲料全般：緑茶（茶葉）、紅茶（茶葉）、ウーロン茶（茶葉）、コーヒー（豆又は挽いたもの）、炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳、ミネラルウォーター、スポーツドリンク、栄養ドリンク

・ たばこ全般：紙巻たばこ、葉巻たばこ等

注）飲食店等で消費した場合は **b. 飲食費** に分類。宿泊費に含まれている飲食費は **a. 宿泊費** に計上。

e5. 化粧品・香水

香水、オーデコロン、頭髮用化粧品（シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等）、皮膚用化粧品（クリーム、乳液、化粧水、パック等）、仕上用化粧品（ファンデーション、口紅、アイメイクアップ等）、日やけ止め、ひげそり用化粧品、歯磨剤

注）歯ブラシ、化粧用ブラシは **e16. その他買物代** に分類。

e6. 医薬品

医薬品（風邪薬、胃腸薬、湿布薬、目薬等）、調剤薬局での処方薬、腋臭防止剤、洗眼薬、虫除け、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤等サプリメント、その他医薬部外品

e7. 健康グッズ・トイレタリー

マッサージ用具（電気製品でないもの）、美顔用具（電気製品でないもの）、エクササイズ用具（電気製品でないもの）、アイマスク、爪切り、磁気ネックレス、石けん・合成洗剤、界面活性剤、柔軟仕上げ剤、医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の紙製衛生用品

e8. 衣類

衣服、スポーツ用衣服、下着・寝着類、コート、レインコート、帽子、毛皮製衣服、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、靴下、手袋、帽子、和服（着物、浴衣）、帯、足袋類等の和装製品

e9. 靴・かばん・革製品

靴・履物、スポーツ用靴（登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等）、スリッパ、サンダル、かばん、ハンドバッグ、リュック、ランドセル、スーツケース、名刺入れ、財布、ベルト、腕時計用革バンド

e10. 電気製品

デジタルカメラ、ビデオカメラ、デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ・モニター、外部記憶装置、プリンタ、炊飯器、ジャーポット、電子レンジ、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥機、電磁調理器、エアコン、扇風機、電気温水器、除湿器、加湿器、空気清浄機、電気アイロン、掃除機、洗濯機、洗濯物乾燥機、電気温水洗浄便座、電気ドライヤー、電気シェーバー、電気ストーブ、電気カーペット、電気マッサージ器具、ランプ、携帯電灯、懐中電灯、乾電池、蓄電池、ステレオセット、デジタルオーディオディスクプレイヤー、補聴器、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、テレビ、ラジオ、電話機、ファクシミリ、携帯電話機、カーナビゲーションシステム、電気製品の部品

e11. 時計・フィルムカメラ

腕時計、置時計、ストップウォッチ、タイマー時計、時計の部品、フィルムカメラ、インスタントカメラ、カメラレンズ、カメラ付属品（ストロボ、三脚等）、望遠鏡、双眼鏡

e12. 宝石・貴金属

宝石（天然宝石、真珠等）や貴金属（金、銀、プラチナ等）が主体である以下の製

品：アクセサリ（ネックレス、ブレスレット、指輪、イヤリング、ブローチ等）、メダル、貴金属製たばこケース、貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン・皿等の洋食器類、その他の身近細貨品

e13. 民芸品・伝統工芸品

日本の地域独自の手工芸品に該当する以下の製品：織物、染色品、陶磁器、漆器、ガラス容器、木工品、竹工品、金工品、仏壇、仏具、和紙、文具（筆、墨、硯、そろばん）、石工品、人形、玩具、扇子、団扇、和傘、提灯、和楽器、工芸用具、工芸材料、アクセサリ（ネックレス、ブレスレット、指輪、イヤリング、ブローチ等）

e14. 本・雑誌・ガイドブックなど

新聞、書籍、マンガ、雑誌、定期刊行物、その他の出版物、絵葉書、ポスター

e15. 音楽・映像・ゲームなどソフトウェア

音楽や映像等のコンテンツが記録されているメディア（CD、DVD、ブルーレイディスク、磁気テープ、レコード等）、ゲームソフト、コンピュータソフト（CD、DVD等）、有料アプリ

e16. その他買物代

寝具、じゅうたん・カーペット、タオル、カーテン、クッション、家具、文房具、箸（はし）、台所用品（包丁、まな板等）、食器、アクセサリ、乗用車・二輪自動車・自転車とその部品、空の記録メディア（CD、DVD、ブルーレイディスク、磁気テープ等）、玩具（おもちゃ）、ゲーム機、楽器、歯ブラシ、化粧用ブラシ、清掃用品（ほうき、はたき、モップ）、洋傘、マッチ、たばこ用ライター、模型（地球儀、食品模型）、魔法瓶、線香類、眼鏡、

眼鏡わく、眼鏡レンズ、コンタクトレンズ、カメラフィルム等

注) e12. 宝石・貴金属又は e13. 民芸品・伝統工芸品に相当するものを除く。

f. その他

郵便、宅配便の利用料金、公衆電話、携帯電話等の通話料金、その他 (a. 宿泊費から e. 買物代までに相当しないもの)

注) 現地ツアー料金に含まれる保険料は d1. 現地ツアー・観光ガイドに計上。電話機本体の購入は e10. 電気製品に分類。

（３）買物場所

百貨店・デパート

原則として百貨店協会加盟の店舗

家電量販店

PC やカメラ、電気製品を専門に販売する店舗

ファッション専門店

服・靴・靴・アクセサリ・高級腕時計等を専門に販売する店舗

100 円ショップ

店内の商品を原則として 1 点 100 日本円均一で 販売する形態の小売店

高速道路の SA・道の駅

高速道路のサービスエリア（SA）やパーキングエリア（PA）、国土交通省に登録されている「道の駅」

観光地の土産店

観光地内にある小売店

宿泊施設

旅館・ホテル等の館内に併設されている土産店

スーパーマーケット

高頻度に消費される食料品や日用品等をセルフサービスで短時間に買えるようにした小売店舗

コンビニエンスストア

年中無休で長時間の営業を行い、小規模な店舗において主に食品、日用雑貨等多数の品種を扱う形態の小売店

ドラッグストア

医薬品や化粧品、トイレタリーを中心とし、併せて日用品や文房具、食料品等を扱う店舗

ディスカウントストア

一時的なセールではなく常に低価格で商品を提供する安売り店舗で、一般的には生鮮食料品を除く生活用品を総合的に取り扱う

アウトレットモール

「メーカー品」（通常、メーカーのブランド名を表示したもの）や、「高級ブランド品」（通常、百貨店等で高額でも購入者がつき、販売可能なもの）を低価格で販売する複数のアウトレット店舗を一箇所に集めモールを形成したショッピングセンター

都心の複合商業施設

都心部に立地し、商業施設や飲食施設、映画館、遊技場等の娯楽施設等が一体的に整備された施設

その他ショッピングセンター

複数の小売店舗が入居する商業施設で、上記の買物場所に当てはまらないもの

鉄道駅構内の店舗

駅構内にある小型売店

注）駅ビルは「百貨店・デパート」に含まれる。

空港の免税店

空港の制限区域内にあるブランドショップ

クルーズ寄港港湾内の店舗

クルーズ船が寄港する港の旅客施設内に設置されている小売店舗（臨時店舗を含む）

その他

上記に当てはまらない買物場所（書店、CD・DVD・レコード販売店、家具屋、観光施設内にある店舗、アンテナショップ、郵便局、質屋・金券ショップ等）

3. 調査の結果

(1) 表章事項

A 1 全国調査及び B 1 地域調査

国籍・地域別、居住地別ならびに訪問地（都道府県及び地方運輸局等）別の3つの集計区分毎に、回答者属性や旅行内容に係る構成比、費目別購入率・購入者単価、回答者属性や旅行内容別の旅行消費単価、平均泊数を表章している。加えて、国籍・地域別の消費税に係る免税手続き実施状況、国籍・地域別及び出国港別の都道府県別訪問率を表章している。

参考として、パッケージツアー参加費内訳を含む旅行消費単価や、訪日旅行に関する意識について国籍・地域別の集計を行っている。また、主な来訪目的が「観光・レジャー」の旅行者に限定して、国籍・地域別及び訪問地（都道府県及び地方運輸局等）別の集計区分による集計も行っている。

B 2 クルーズ調査

国内最終寄港地別を集計区分とし、回答者属性や旅行内容に係る構成比、費目別購入率・購入者単価、回答者属性や旅行内容別の旅行消費単価、平均泊数を表章している。

(2) 集計方法

ウェイトバック集計

本調査の回答数は訪日外国人の「国籍・地域」によって区分される層毎で標本の抽出率が異なる。そのため、集計結果を母集団の構成に合わせることを目的として、集計表の作成にあたってはウェイトバック（重み付け）を施している。四半期調査結果では、日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」ならびに法務省「出入国管理統計」の単純出国者数をウェイトとして使用している。

なお、集計表中に統計精度の参考値として「回答数」を付記しているが、これは回収された回答数を単純に計数したものであり、ウェイトバックを施していない。そのため、ウェイトバック集計により算出された「構成比」や「購入率」「選択率」などの統計値と、「回答数」を元に算出するこれらの数値は一致しない点に留意されたい。

当該ウェイトバック集計の算出式は次の通りである。

$$X = \frac{\sum_i x_i N_i}{\sum_i N_i}$$

X ：全体（全国籍・地域）の統計値

x_i ：層 i の統計値

N_i ：層 i の訪日外客数

さらに、A 1 全国調査と B 1 地域調査の整合を図るため、B 1 地域調査から導出される集計表については、以下の数値に関して A 1 全国調査の結果と一致するようにウェイトの調整を行っている。

- ・国籍・地域（21 区分）及び主な来訪目的（3 区分）別の旅行者数
- ・国籍・地域（21 区分）及び主な来訪目的（2 区分）別の旅行中支出（総額、大費目別）

旅行支出の円換算

旅行支出については、円又は自国の通貨で調査し、原則として IMF（国際通貨基金）公表の日次データによる調査期間中平均値を用いて円換算した。但し、IMF にデータがない通貨のうち、ニュー台湾ドル及び香港ドルについては FRB（連邦準備制度理事会）、インドネシア・ルピアおよびベトナム・ドンについては財務省貿易統計の資料を基に円換算を作成した。

(3) 調査結果の精度

A 1 全国調査

表 4 国籍・地域別 1 人当たり旅行総支出

国籍・地域(21区分)	標準誤差率	有効回答数
全国籍・地域	2.4%	2,288

B 1 地域調査

調査中止

B 2 クルーズ調査

調査中止

(4) 利用上の注意

- ・ 2018 年より調査方法を変更したため、2017 年までの数値との比較には留意が必要である。
- ・ 各数値はウェイトバック集計後に四捨五入をしており、全体の数値と内訳の合計とは一致しない場合がある。
- ・ 集計表で使用されている「－」は、該当する回答者のいない層（又は集計対象外の層）であることを示している。
- ・ 集計事項により回答数が小さい数値については、取り扱いに留意されたい。
- ・ 都道府県、地方運輸局等別の訪問地には、出入国空海港の所在地が含まれる。
- ・ なお、2021 年 10-12 月期については、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な有効回答数が確保できなかった項目についても「－」を使用している。

＜集計表＞

【一般客（全目的）】

表 1-1	国籍・地域（21 区分）別	回答者属性および旅行内容
表 1-2	居住地（21 区分）別	回答者属性および旅行内容
表 1-3	訪問地（都道府県 47 区分および地方運輸局等 10 区分）別	回答者属性および旅行内容
表 2-1	国籍・地域（21 区分）別	費目別購入率および購入者単価
表 2-2	居住地（21 区分）別	費目別購入率および購入者単価
表 2-3	訪問地（都道府県 47 区分および地方運輸局等 10 区分）別	費目別購入率および購入者単価
表 3-1	国籍・地域（21 区分）別	1 人 1 回当たり旅行消費単価
表 3-2	居住地（21 区分）別	1 人 1 回当たり旅行消費単価
表 3-3	訪問地（都道府県 47 区分および地方運輸局等 10 区分）別	1 人 1 回当たり旅行消費単価
表 3-4	訪問地（都道府県 47 区分および地方運輸局等 10 区分）別	1 人 1 泊当たり旅行消費単価
表 4-1	国籍・地域（21 区分）別	平均泊数
表 4-2	居住地（21 区分）別	平均泊数
表 4-3	訪問地（都道府県 47 区分および地方運輸局等 10 区分）別	平均泊数
表 5-1	国籍・地域（21 区分）別	消費税に係る免税手続き実施状況
表 6-1	国籍・地域（21 区分）別	都道府県別訪問率
表 6-2	出国港（25 区分）別	都道府県別訪問率
参考 1	国籍・地域（21 区分）別	1 人 1 回当たり旅行消費単価（パッケージツアー参加費内訳含む）
参考 2	国籍・地域（21 区分）別	費目別 1 人 1 回当たり旅行消費単価（パッケージツアー参加費内訳含む）
参考 3	国籍・地域（21 区分）別	訪日旅行に関する意識（満足度など）

【一般客（観光・レジャー目的）】

参考 4	国籍・地域（21 区分）別	回答者属性および旅行内容
参考 5	国籍・地域（21 区分）別	費目別購入率および購入者単価
参考 6	国籍・地域（21 区分）別	1 人 1 回当たり旅行消費単価
参考 7	国籍・地域（21 区分）別	平均泊数
参考 8	国籍・地域（21 区分）別	都道府県別訪問率
参考 9	国籍・地域（21 区分）別	1 人 1 回当たり旅行消費単価（パッケージツアー参加費内訳含む）
参考 10	国籍・地域（21 区分）別	費目別 1 人 1 回当たり旅行消費単価（パッケージツアー参加費内訳含む）
参考 11	国籍・地域（21 区分）別	訪日旅行に関する意識（満足度など）
参考 12	訪問地（都道府県 47 区分および地方運輸局等 10 区分）別	回答者属性および旅行内容
参考 13	訪問地（都道府県 47 区分および地方運輸局等 10 区分）別	費目別購入率および購入者単価
参考 14	訪問地（都道府県 47 区分および地方運輸局等 10 区分）別	1 人 1 回当たり旅行消費単価
参考 15	訪問地（都道府県 47 区分および地方運輸局等 10 区分）別	平均泊数

【クルーズ客（船舶観光上陸許可を得た外国人）】

表 7-1	国内最終寄港地（3 区分）別	回答者属性および旅行内容
表 7-2	国内最終寄港地（3 区分）別	費目別購入率および購入者単価
表 7-3	国内最終寄港地（3 区分）別	1 人 1 回当たり旅行消費単価
表 7-4	国内最終寄港地（3 区分）別	都道府県別訪問率（寄港地）

訪日外国人の消費動向
2021 年 10-12 月期 報告書

発 行 2022 年 3 月

編 集 国土交通省観光庁
観光戦略課観光統計調査室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号

電話 代表 03 (5253) 8111

内線 27223、27224

直通 03 (5253) 8325

URL <http://www.mlit.go.jp/kankocho/>